

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

【公告】

- 建設業の営業の停止命令
- 〃
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

環境管理課

健康推進課

〃
監理課

〃
建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社クラレ

住 所 倉敷市酒津1621番地

氏 名 代表取締役社長 伊藤 正明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社クラレ鶴海事業所

所在地 備前市鶴海4342番地

平成30年1月9日 岡山県公報 第11954号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		廃 止	
種	類	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (39)		27-ニ 無機化学工業製品製造業の用に供する洗浄施設 (39)		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (39)		27-ニ 無機化学工業製品製造業の用に供する洗浄施設 (39)	
能	力	4 t / 日		同左		9 t / 日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日 / 月, 24時間		同左		20日 / 月, 24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ / 日)	3	6	30	50	3	6	43	65
	p H	4~8	4~8	同左		6~8	6~8	同左	
	C O D (mg / L)	100	300			100	300		
	S S (mg / L)	200	400			200	400		
	油 分 (mg / L)	<0.5	1			<0.5	1		
	T - N (mg / L)	10	20			10	20		
	T - P (mg / L)	0.5	1			0.5	1		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年1月9日 岡山県公報 第11954号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	処理施設 (B)				同左				
種 類 及 び 型 式	中和槽, かくはん槽, 遠心分離機, 膜ろ過装置				同左				
構 造	中和槽: S S + F R P ライニング 中和槽 (集合槽): P V C かくはん槽, 遠心分離機: S S 膜ろ過装置: 中空糸膜エレメント37本, ハウジング S U S 製				同左				
主 要 寸 法	中和槽: 3.5m×0.8m×1m×2槽 中和槽 (集合槽): 1.5m×0.6m×0.7m かくはん槽: 3.5m×(1.5m, 2.1m)×2.9m 遠心分離機: φ0.52m×1.45m 膜ろ過装置: φ708mm×2,320mm (外形), φ89mm×1,070mm (モジュール)				同左				
能 力	中和, 凝集, 遠心分離: 2,400m ³ /日 膜ろ過: 504m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和+凝集+遠心分離+膜ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理前後の状態及び通常の汚水等の処理前後の状態の最大値並びに当該汚水等の通常の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	933.71	1,199.54	933.71	1,199.54	920.71	1,184.54	920.71	1,184.54
	p H	4~8	4~8	7~8	7~8	同左			
	C O D (mg/L)	144.44	317.76	18.30	33.65	145.07	317.99	18.38	33.68
	S S (mg/L)	267.18	488.96	11.35	16.19	268.78	492.08	11.42	16.29
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T - N (mg/L)	9.91	20.27	7.64	10.33	9.95	19.87	7.66	10.12
T - P (mg/L)	0.840	1.644	0.840	1.644	0.845	1.652	0.845	1.652	

平成30年1月9日 岡山県公報 第11954号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	793.41	1,266.66	780.41	1,251.66
pH	6~8	6~8	同左	
COD (mg/L)	14.24	21.48	14.22	21.36
SS (mg/L)	8.95	12.65	8.97	12.68
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左	
T-N (mg/L)	6.68	10.07	6.66	9.97
T-P (mg/L)	0.693	1.227	0.692	1.228
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000	同左	
全シアン (mg/L)	-	1		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年1月9日から同月30日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

大谷薬局

赤磐市沼田一二六〇―一

平成三十年一月一日

サエラ薬局倉敷店

倉敷市老松町四丁目一―三五

平成三十年一月一日

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

大谷薬局

赤磐市沼田一二六〇一

平成二十九年十二月三十一日

サエラ薬局倉敷店

倉敷市老松町四丁目一―三五

平成二十九年十二月三十一日

平成30年1月9日 岡山県公報 第11954号

〔七〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十九年十二月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社こうげ

所在地 倉敷市西阿知町三九六―四

代表者の氏名 高下 学

許可番号 岡山県知事許可（特―二九）第七八三七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

管工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「管工事業に係る営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

平成三十年一月九日から同年五月八日までの百二十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社こうげの元取締役が、倉敷市倉敷西公民館の空調機修繕工事をめぐる一般競争入札に関し、同市が設定した予定価格について同市職員から教示を受け、その情報を基に最低制限価格を算出し、当該価格等を考慮して定めた入札金額により、同工事を同社に落札させたとして、岡山地方裁判所から刑法（明治四十年法律第四

十五号)第九十六条の六第一項に規定する公契約関係競売入札妨害の罪で懲役一年六月、執行猶予三年の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

平成30年1月9日 岡山県公報 第11954号

〔八〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十九年十二月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社港土建

所在地 岡山市中区湊二一五―一

代表者の氏名 竹鎗 昭子

許可番号 岡山県知事許可（特―二八）第一五九四三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

（注一）「土木工事業に係る営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 期間

平成三十年一月九日から同月十五日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社港土建は、岡山市発注の県道岡山牛窓線（三工区）道路改良工事（二八一三）の工事施工において、同市に提出した施工体制台帳及び施工体系図に虚偽の記載を行った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。

〔九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年一月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字談議所一一二三一、一一二二三―三、一一二三一―九、一一二三一―一四、一一二四―三、一一二五―一、一一二六―七、一一二七―一、一一二八―二、一一二八―三、一一二九―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇―一第一福岡ビルS館四階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

三 許可番号

岡山県指令建指第一七八号